

別紙 1

1. 除雪機械運転員資格基準

(1) 運転員は、道路交通法に規定する当該機械運転に必要な免許を所有していること。

(2) 運転員は、前項によるほか、下記に該当する資格を有していること。

必要な資格 建設機械施工技士（※1）1種
 又は技能講習（※2）修了者

※1 この基準において「建設機械施工技士」とは、建設業法施行令第27条の3（昭和31年8月29日政令273号）に規定する建設機械施工の技術検定に合格した者をいう。

※2 この基準において「技能講習」とは、労働安全衛生規則第79条（昭和47年9月30日労働省令第32号）に規定する車両系建設機械運転技能講習をいう。

2. 除雪出動作業基準

除 雪 作 業 出 動 基 準
湯沢市役所雄勝総合支所駐車場において、午前3時の時点で降雪量10cm以上、あるいは降雪量5cm程度で午前7時の時点で10cm以上になると予想される場合、出動すること。ただし、急激な降雪等による異常時には速やかに作業を開始し、監督員に報告すること。早朝作業は、原則として午前7時までに完了すること。 なお、降雪量の確認時間（午前3時）は、受託者と協議のうえ、変更できるものとする。

※1(抜粋)

建設業法施行令

第二十七条の三 法第二十七条第一項の規定による技術検定は、次の表の検定種目の欄に掲げる種目について、同表の検定技術の欄に掲げる技術を対象として行う。

検定種目	検定技術
建設機械施工	建設工事の実施に当たり、建設機械を適確に操作するとともに、建設機械の運用を統一的かつ能率的に行うために必要な技術

※2(抜粋)

労働安全衛生規則

第七十九条 法別表第十八第一号から第十七号まで及び第二十八号から第三十五号までに掲げる技能講習の受講資格及び講習科目は、別表第六のとおりとする

車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習	一 学科講習 イ 走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 ロ 作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識 ハ 運転に必要な一般的事項に関する知識 二 関係法令 二 実技講習 イ 走行の操作 ロ 作業のための装置の操作
--------------------------------	--